

# 犯罪収益移転防止に関する 年次報告書

(令和5年)

概要版

本資料は、犯罪収益移転防止に関する年次報告書（令和5年）を概要版としてまとめた資料であり、より詳細な内容については、年次報告書の全体版を御覧ください。

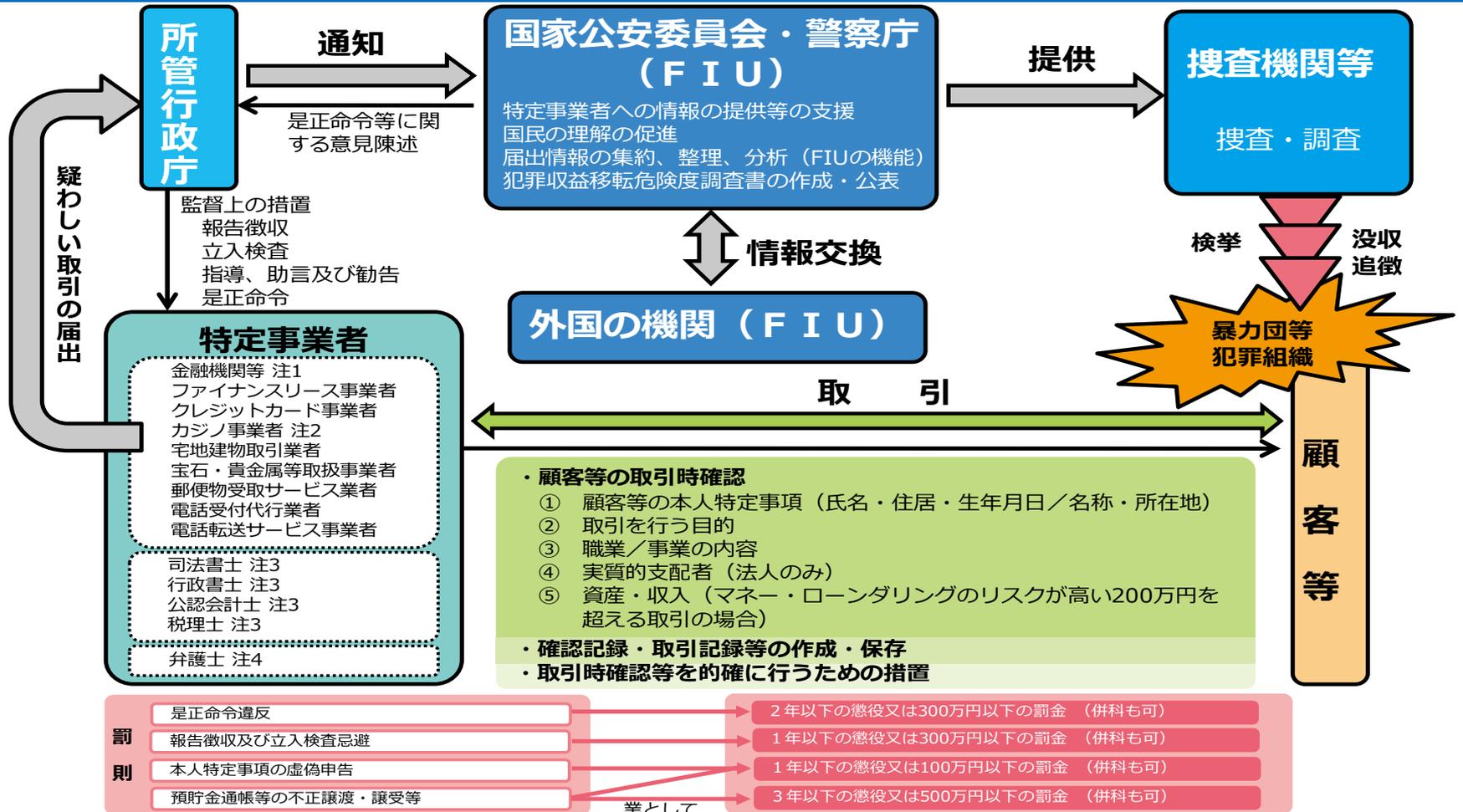
※ 犯罪収益移転防止法については令和5年6月1日現在のもの

## 目次

- |                       |       |     |
|-----------------------|-------|-----|
| 1. 犯罪収益移転防止法の概要       | ..... | ①   |
| 2. 疑わしい取引の届出          | ..... | ② ③ |
| 3. マネー・ローンダリング事犯の検挙状況 | ..... | ④   |
| 4. 犯罪収益移転防止法違反の検挙状況   | ..... | ⑤   |
| 5. 報告徴収・意見陳述等の実施状況    | ..... | ⑥   |
| 6. 国際的な連携の推進          | ..... | ⑦   |
| 7. F A T F 加盟各国の審査結果  | ..... | ⑧   |
| 8. F A T F 第4次対日相互審査  | ..... | ⑨   |
| 9. 外国 F I U との情報交換    | ..... | ⑩   |

# 1. 犯罪収益移転防止法の概要 (第2章)

犯罪収益移転防止法は、一定の範囲の事業者（特定事業者）による顧客等の取引時確認、記録等の作成・保存、疑わしい取引の届出等の措置を中心に、犯罪による収益の移転防止のための制度を定めるものである。同法で定めるマネー・ローンダリング対策に係る各制度や関係機関・事業者間の関係は、以下のとおりである。（未施行部分を有するが、令和5年6月1日現在のものを説明。）



注1 金融機関等のうち為替取引に関わる事業者は、上記のほか顧客及び支払の相手方に関する情報の通知義務を負う。金融機関等とは、銀行、貸金業者、資金移動業者等である。暗号資産交換業者及び電子決済手段等取引業者は、暗号資産移転時に顧客及び移転等の相手方に関する情報を他の暗号資産交換業者等に通知する義務を負う。

注2 カジノ事業者による取引時確認等を的確に行うための措置については、特定複合観光施設区域整備法において別途定められている。

注3 司法書士、行政書士、公認会計士及び税理士による取引時確認については、①のみの確認である。

注4 弁護士による取引時確認、確認記録・取引記録等の作成・保存、取引時確認等を行うための措置に相当する措置については、犯罪収益移転防止法に定める司法書士等の例に準じて、日本弁護士連合会の会則で定める。

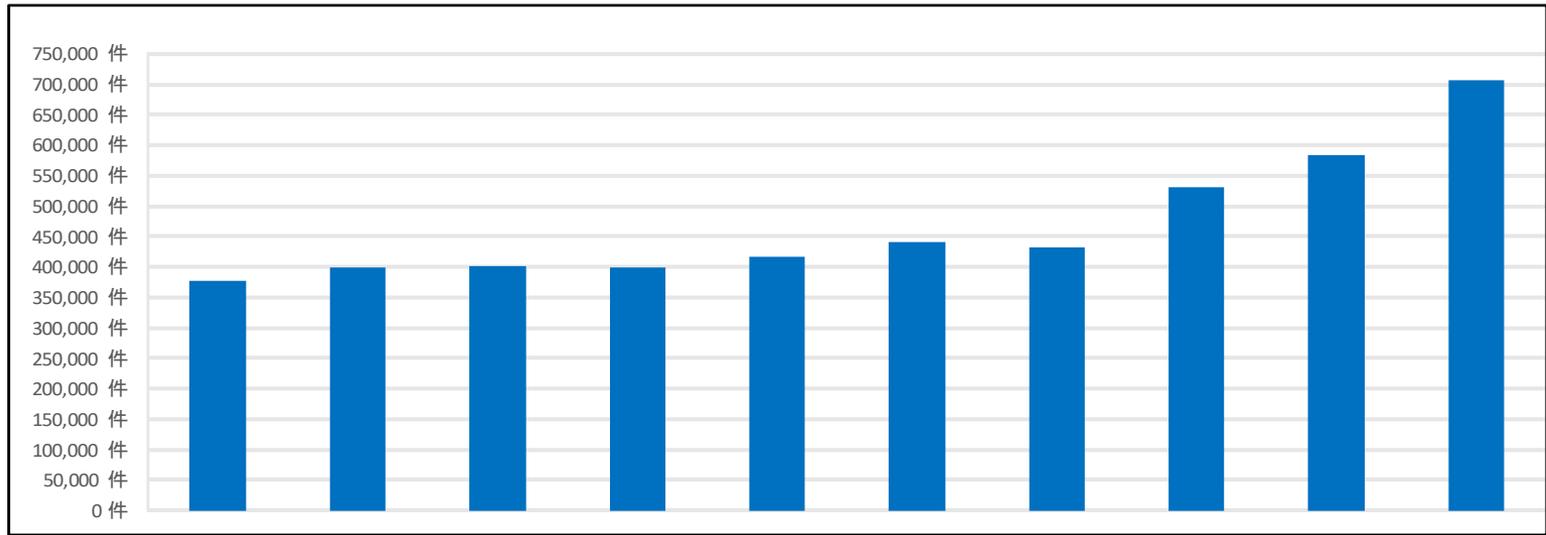
## 2. 疑わしい取引の届出 (第3章)

犯罪収益移転防止法上の特定事業者（士業者を除く。）は、犯罪による収益との関係が疑われる取引を所管行政庁に届け出ることが義務付けられている。

令和5年中に特定事業者から所管行政庁に届け出られた疑わしい取引の件数は70万件を超え、過去最多であった。

国家公安委員会・警察庁では、所管行政庁から通知された疑わしい取引の集約・整理及び分析を行い、マネー・ローンダリング事犯等に係る刑事事件の捜査等に資すると判断されるものを捜査機関等に提供しており、犯罪収益の発見、犯罪組織の実態解明及び犯罪収益関連犯罪の捜査等に活用されている。

### ○ 疑わしい取引の年間通知件数



	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年間通知件数	377,513	399,508	401,091	400,043	417,465	440,492	432,202	530,150	583,317	707,929

### ○ 疑わしい取引の届出に関する情報の提供状況

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
提供件数	467,762	461,687	524,462	581,252	685,330

# ○ 都道府県警察における疑わしい取引の活用状況

## 1 捜査等において活用した疑わしい取引に関する情報数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
捜査等に活用した情報数	307,786	325,643	353,832	373,849	496,093

## 2 疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件 (端緒事件)

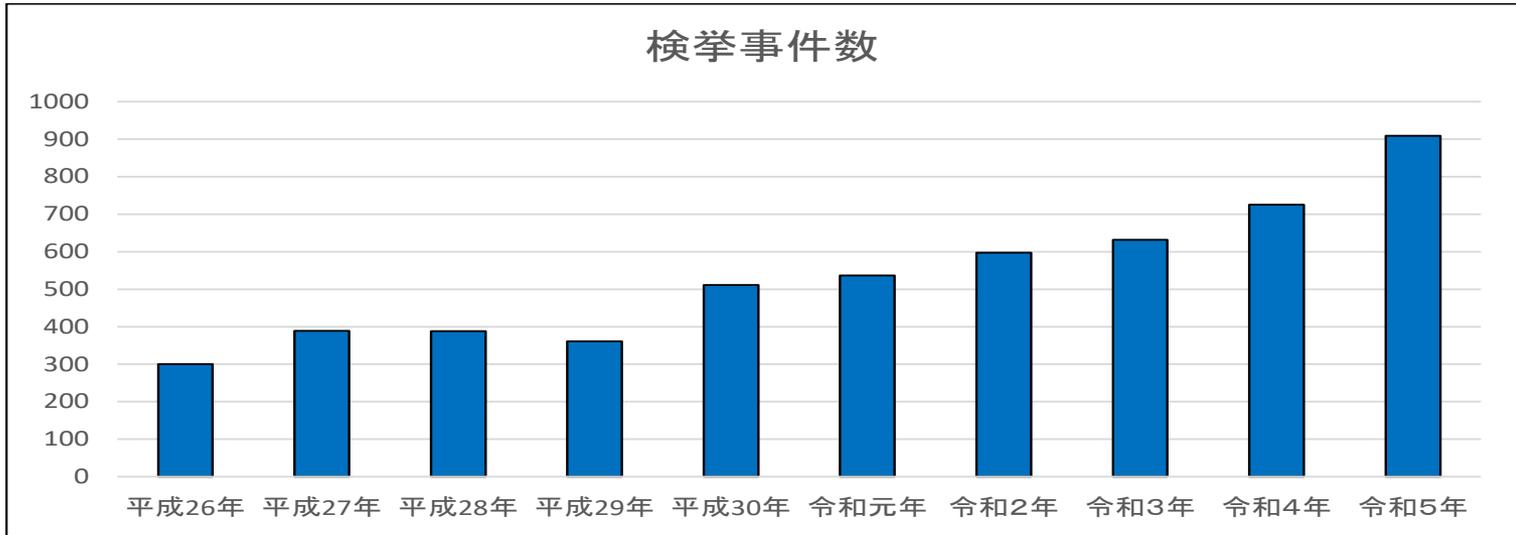
端緒事件の罪種	年				
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
① 詐欺関連事犯	933	873	855	877	917
② 不法滞在関連事犯	53	38	46	25	20
③ 組織的犯罪処罰法違反	34	30	41	13	24
④ 薬物事犯	39	45	39	28	23
⑤ 偽造関連事犯	15	8	17	16	24
⑥ ヤミ金融事犯	13	6	8	8	3
⑦ 風俗関連事犯	4	3	2	2	3
⑧ 賭博事犯	0	0	2	0	2
⑨ その他の刑法犯	12	12	18	11	13
⑩ その他の特別法犯	20	13	17	14	9
合計	1,123	1,028	1,045	994	1038

## 3 疑わしい取引に関する情報を活用して検挙した事件 (活用事件(端緒事件を除く。))

活用事件の罪種	年				
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
① 詐欺関連事犯	493	589	647	877	1024
② 不法滞在関連事犯	36	27	41	30	43
③ 組織的犯罪処罰法違反	37	40	37	61	77
④ 薬物事犯	175	224	240	290	291
⑤ 偽造関連事犯	19	23	42	44	50
⑥ ヤミ金融事犯	10	18	12	11	10
⑦ 風俗関連事犯	16	12	12	11	16
⑧ 賭博事犯	9	9	10	4	10
⑨ その他の刑法犯	244	373	366	443	555
⑩ その他の特別法犯	63	82	94	95	84
合計	1,102	1,397	1,501	1,866	2,160

### 3. マネー・ローンダリング事犯の検挙状況（第4章）

我が国では、組織的犯罪処罰法に定める法人等経営支配、犯罪収益等隠匿及び犯罪収益等收受並びに麻薬特例法に定める薬物犯罪収益等隠匿及び薬物犯罪収益等收受がマネー・ローンダリングとして犯罪化されている。  
 検挙事件数は以下のとおりである。

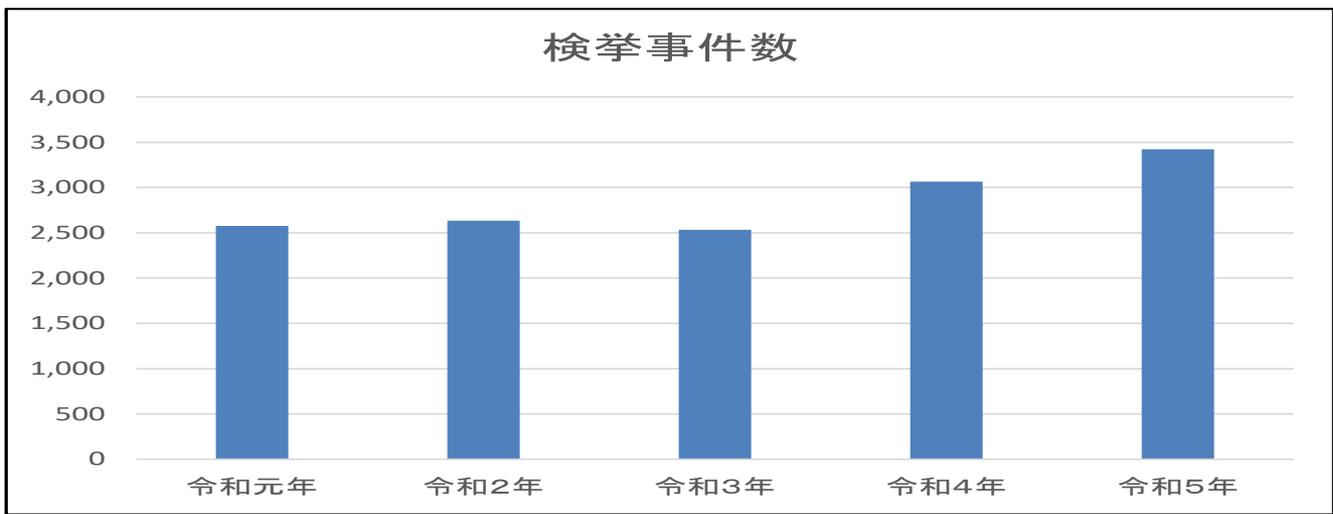


区分		年									
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
組織的 犯罪 処罰法	法人等事業経営支配 (9条)	1	2	0	2	1	0	2	0	1	1
	犯罪収益等隠匿 (10条)	180	234	268	240	377	378	413	461	578	696
	犯罪収益等收受 (11条)	112	145	112	111	126	150	182	162	130	191
	合計	293	381	380	353	504	528	597	623	709	888
麻薬 特例法	薬物犯罪収益等隠匿 (6条)	5	5	5	7	5	8	3	5	15	20
	薬物犯罪収益等收受 (7条)	2	3	3	1	2	1	0	4	2	1
	合計	7	8	8	8	7	9	3	9	17	21
総計		300	389	388	361	511	537	600	632	726	909

# 4. 犯罪収益移転防止法違反の検挙状況（第4章）

不正に売買された預貯金通帳等は、特殊詐欺等の犯行ツールとして使用されるほか、犯罪による収益の隠匿（移転）にも用いられることから、これらを防ぐため、犯罪収益移転防止法には、預貯金通帳等の不正譲渡等に対する罰則が規定されている。

警察では、これらの行為の取締りを強化しており、犯罪収益移転防止法違反の検挙事件数は、以下のとおりである。



区分	年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
預貯金通帳等の譲渡等		2,479	2,539	2,446	2,951	3,230
預貯金通帳等の譲渡等（業として）		44	18	27	18	43
預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引		27	32	11	10	12
為替取引カード等の譲渡等		27	35	26	41	50
暗号資産交換用情報の譲渡等		0	6	23	46	89
その他		0	4	2	0	0
合計		2,577	2,634	2,535	3,066	3,424

## 5. 報告徴収・意見陳述等の実施状況（第5章）

国家公安委員会・警察庁では、都道府県警察における特殊詐欺等の捜査の過程で、特定事業者（弁護士を除く。）が犯罪収益移転防止法に規定する取引時確認義務等に違反している疑いが認められた場合、当該特定事業者に対する報告徴収や当該特定事業者の所管行政庁に対する意見陳述を行っている。また、意見陳述を受けた所管行政庁では、当該特定事業者が同法の規定に違反していると認めるときは、当該特定事業者に対して是正命令を発しており、それぞれの実施状況は、以下のとおりである。

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
報告徴収 実施件数		7	7	12	4	3
	郵便物受取 サービス業者	0	0	2	0	0
	電話転送 サービス事業者	7	7	8	4	3
	郵便物受取サービス 業者兼電話転送サー ビス事業者	0	0	2	0	0
所管行政庁 に対する 意見陳述 実施件数		8	7	14	4	3
	郵便物受取 サービス業者	0	0	4	0	0
	電話転送 サービス事業者	8	7	10	4	3
意見陳述 に基づく 是正命令 実施件数		1	2	4	4	0
	郵便物受取 サービス業者	0	0	0	1	0
	電話転送 サービス事業者	1	2	4	3	0

国境を越えて行われるマネー・ローンダリングやテロ資金供与を防止するためには、各国が連携して対策を講じることが不可欠である。

このため、国際社会においては、FATF、APG、エグモント・グループ等の枠組みの下、マネー・ローンダリング対策等の国際的基準の策定、普及等が行われており、我が国もこれらの活動に積極的に参画している。

### ○ FATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）

#### ○ 組織

マネー・ローンダリング対策における国際協力を推進するため、平成元年（1989年）のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設置された政府間会合であり、13年（2001年）の米国同時多発テロ事件発生以降は、テロ資金供与に関する国際的な対策と協力の推進にも指導的な役割を果たしている。

令和5年（2023年）末現在、我が国を含む38の国・地域及び2の地域機関が参加している。

#### ○ 活動内容

FATFの主な活動内容は以下のとおりである。

- ① マネー・ローンダリング対策等に関する国際基準（FATF勧告）の策定及び見直し
- ② FATF参加国・地域相互間におけるFATF勧告の遵守状況の監視（相互審査）
- ③ FATF非参加国・地域におけるFATF勧告遵守の推奨
- ④ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口及び傾向に関する研究

#### ○ 相互審査

FATFは、各参加国・地域に対し、順次、その他の参加国等により構成される審査団を派遣して、審査対象国等におけるマネー・ローンダリング対策等の法制、監督・取締体制、マネー・ローンダリング事犯の捜査状況等の様々な観点から、FATF勧告の遵守状況等について相互に審査している。

第4次対日相互審査については、後記「9.FATF第4次対日相互審査」のとおりである。

## 7. FATF加盟各国の審査結果（第6章）

相互審査の結果は、相互審査報告書（Mutual Evaluation Report（MER））にまとめられ、MERは、FATF全体会合における審議に付された後採択される。審査対象国等に対する評価は、MERの採択をもって決定されるが、相互審査の結果に基づき、審査対象国等は、「通常フォローアップ国」、「重点フォローアップ（強化されたフォローアップ）国」、「観察対象国」に分類され、分類に応じて、MERにおいて改善すべきと指摘された事項に対する改善状況を報告することが求められている。

審査は、Technical Compliance（テクニカル・コンプライアンス）と呼ばれる法令等の整備状況に関する審査（TC審査）と、第4次相互審査から導入されたEffectiveness（エフェクティブネス）と呼ばれるマネー・ローンダリング対策等の有効性に関する審査（有効性審査）により行われる。TC審査は、40の勧告について、C（Compliant:適合）、LC（Largely Compliant:概ね適合）、PC（Partially Compliant:一部適合）又はNC（Non-Compliant:不適合）の4段階で評価され、有効性審査は、11の項目について、HE（High:高い）、SE（Substantial:十分）、ME（Moderate:中）又はLE（Low:低い）の4段階で評価される。

	国名
通常フォローアップ国	イスラエル、イタリア、英国、オランダ、ギリシャ、スペイン、フランス、ポルトガル、香港、ルクセンブルク、ロシア
重点フォローアップ国	アイルランド、インドネシア、オーストラリア、オーストリア、カナダ、韓国、サウジアラビア、シンガポール、スイス、スウェーデン、中国、デンマーク、ドイツ、日本、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、ブラジル、米国、ベルギー、マレーシア、メキシコ
観察対象国	アイスランド、トルコ、南アフリカ

※ 新「40の勧告」のうち、TC審査でPC又はNCが8個以上、あるいは、有効性審査でME又はLEが7個以上、あるいは、重要な勧告（勧告3、5、10、11、20）のいずれか1つ以上がNC又はPCであるなどの場合、「重点フォローアップ国」となる。

※ 新「40の勧告」のうち、TC審査でPC又はNCが20個以上、あるいは、有効性審査でME又はLEが9個以上かつLEが2個以上、あるいは重要な勧告（勧告3、5、6、10、11、20）のいずれか3つ以上がNC又はPCであるなどの場合、「観察対象国」となる。

# 8. FATF第4次対日相互審査（第6章）

FATF第4次対日相互審査は、令和元年10月から11月にかけて、審査団による現地調査が行われた。

令和3年6月のFATF全体会合において我が国の相互審査報告書（MER）が採択され、同年8月30日に公表された。

「重点フォローアップ国」と評価された我が国は、相互審査報告書で指摘された事項の改善に取り組み、その改善状況を令和4年10月以降3回にわたり、FATF全体会合で報告しなければならない。

我が国は令和4年以降、FATFに対して2回の報告を行い、勧告2「国内関係当局間の協力」、勧告5「テロ資金供与の犯罪化」、勧告6「テロリストの資産凍結」、勧告24「法人の実質的支配者」及び勧告28「DNFBPs（指定非金融業者及び職業専門家）に対する監督義務」の評価について、「PC」から「LC」へ、勧告8「非営利団体（NPO）の悪用防止」の評価について、「NC」から「PC」へそれぞれ上げが承認され、FATF全体会合において、その旨の報告が行われた。

## 1 「TC審査（法令等の整備状況に関する審査）結果」

勧告	勧告の概要	評価	勧告	勧告の概要	評価
1	リスク評価とリスクベース・アプローチ	LC	21	届出者の保護義務	C
2	国内関係当局間の協力	PC	22	DNFBPs（指定非金融業者及び職業専門家）における顧客管理	PC
3	資金洗浄の犯罪化	LC	23	DNFBPs（指定非金融業者及び職業専門家）による疑わしい取引の報告義務	PC
4	犯罪収益の没収・保全措置	LC	24	法人の実質的支配者	PC
5	テロ資金供与の犯罪化	PC	25	法的取極の実質的支配者	PC
6	テロリストの資産凍結	PC	26	金融機関に対する監督義務	LC
7	大量破壊兵器の拡散に関与する者への金融制裁	PC	27	監督当局の権限の確保	LC
8	非営利団体（NPO）の悪用防止	NC	28	DNFBPs（指定非金融業者及び職業専門家）に対する監督義務	PC
9	金融機関の守秘義務	C	29	FIUの設置義務	C
10	顧客管理	LC	30	資金洗浄・テロ資金供与の捜査	C
11	本人確認・取引記録の保存義務	LC	31	捜査関係等資料の入手義務	LC
12	PEPs（重要な公的地位を有する者）	PC	32	キャッシュ・クーリエ（現金運搬者）への対応	LC
13	コルレス契約	LC	33	包括的統計の整備	LC
14	代替的送金サービス	LC	34	ガイドラインの策定義務	LC
15	新技術の悪用防止	LC	35	義務の不履行に対する制裁措置	LC
16	電信送金（送金人・受取人情報の付記義務）	LC	36	国連諸文書の批准	LC
17	顧客管理措置の第三者依存	N/A	37	法律上の相互援助、国際協力	LC
18	金融機関における内部管理規定の整備義務、海外支店・現法への勧告の適用	LC	38	外国からの要請による資産凍結等	LC
19	勧告履行に問題がある国・地域への対応	LC	39	犯人引渡	LC
20	金融機関における資金洗浄・テロ資金供与に関する疑わしい取引の届出	LC	40	国際協力（外国当局との情報交換）	LC

注：評価は、C（適合）、LC（概ね適合）、PC（一部適合）、NC（不適合）、N/C（適用外）を示す。

## 2 「有効性審査（マネー・ローンダリング対策等の有効性に関する審査）結果」

有効性	有効性の概要	評価
1	マネロン／テロ資金リスクの評価	SE
2	国際協力	SE
3	金融機関等の監督	ME
4	金融機関等によるマネロン／テロ資金対策	ME
5	法人等の悪用防止	ME
6	疑わしい取引に関する情報等の活用	SE
7	マネロン罪の捜査・訴追・制裁	ME
8	マネロン収益の没収	ME
9	テロ資金の捜査・訴追・制裁	ME
10	テロリストの資産凍結、NPOの悪用防止	ME
11	大量破壊兵器の拡散に関与する者の資産凍結	ME

注：評価は、HE（High・高い）、SE（Substantial・十分）、ME（Moderate・中）、LE（Low・低い）を示す。

## 9. 外国 F I U との情報交換（第 6 章）

国境を越えて行われる犯罪収益やテロ資金の移転状況を的確に追跡し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与を発見するためには、外国FIUとの間で、それぞれが保有する疑わしい取引に関する情報を積極的に交換することが必要である。

国家公安委員会（警察庁が事務を担当）は、令和 5 年（2023 年）末現在、114 の国・地域の FIU との間で情報交換のための枠組みを設定しており、外国 FIU との情報交換の状況については、以下のとおりである。

### 1 国家公安委員会・警察庁と外国 F I U との情報提供要請件数

区分 \ 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
外国 F I U に対する情報提供要請件数	201	214	170	231	350
外国 F I U からの情報提供要請件数	61	47	63	43	50
合 計	262	261	233	274	400

### 2 国家公安委員会・警察庁と外国 F I U との自発情報提供件数

区分 \ 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
外国 F I U に対する自発情報提供件数	111	152	207	115	59
外国 F I U からの自発情報提供件数	85	67	76	106	73
合 計	196	219	283	221	132

### 3 外国 F I U から提供された情報を捜査機関等へ提供した件数

区分 \ 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
外国 F I U から提供された情報を捜査機関等へ提供した情報の件数	151	162	142	118	166